

# 久米島県立自然公園

## 公園計画書

(公園計画の一部変更)

平成4年5月12日

沖 縄 県



# 久米島県立自然公園計画書

## 目 次

|     |         |    |
|-----|---------|----|
| 1   | 基本方針    | 1  |
| 2   | 保護計画    |    |
| (1) | 保護規制計画  |    |
| ア   | 特別地域    |    |
| (ア) | 第1種特別地域 | 7  |
| (イ) | 第2種特別地域 | 11 |
| (ウ) | 第3種特別地域 | 17 |
| イ   | 普通地域    | 21 |
| 3   | 利用計画    |    |
| (1) | 利用施設計画  |    |
| ア   | 集団施設地区  | 28 |
| イ   | 単独施設    | 30 |
| ウ   | 道路      | 34 |

# 久米島県立自然公園参考事項

## 目 次

|                  |    |
|------------------|----|
| 1 過去の経緯 .....    | 43 |
| 2 指定植物一覧 .....   | 45 |
| 3 変更一覧           |    |
| (1) 保護規制計画 ..... | 46 |
| (2) 利用施設計画 ..... | 54 |

# 1 基本方針

久米島県立自然公園は、昭和58年5月30日に指定されたもので、那覇市より約100km 西方に位置した久米島の全域とその周辺海域を範囲とする。

久米島は島の随所にすぐれた景勝地を擁するとともに歴史的、文化的遺産や風土的景観にも恵まれた本県を代表する特徴的な島の一つであり、自然公園としての環境を備え持つことから沖縄県唯一の県立自然公園として指定されている。その指定の目的は「県内にある優れた自然の景勝地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって県民の保健、休養及び教化に資すること」（沖縄県自然公園条例第1条）にある。

指定と共に、公園計画が決定され、特別地域の指定等保護計画と集団施設地区を含む利用計画が定められ、今日に至っている。

この間、久米島では、各所の道路改良や架橋事業と海岸保全事業等の基盤整備が進み、また台地丘陵上の土地改良や海岸での水産養殖等、基幹とする産業の整備が進められてきた。しかし、サトウキビを主とする農業には換金作物の育成や後継者の不足等の課題があり、水産業に関してもパヤオの導入により見込まれている安定した漁獲高の維持と価格の形成や競争力のあるエビの養殖事業の拡大等を課題としている。

また、公園計画に沿って利用地点の受入れ整備が図られ、利用層も定着しつつあるが、公園利用の現状は、海水浴やマリンスポーツを中心にして夏の一季に偏っており、しかもシーズンには航空輸送力の限界に達していて、年間の公園利用者数も伸び悩んでいる。従って、航空輸送力の増強、季節性の拡大とともに、これらに対処する受入れ整備の拡充といった課題を抱えている。

これまでの島内の整備や公園利用の進展の一方で、これらが公園内の風致や自然環境の維持に影響を与えている所もあり、これに関連して現行の

保護規制計画が実態に合わなくなってきた地域が見受けられるほか施設利用の面においても、利用地点の配置や施設の内容が現在の利用の動向やニーズに効果的に対応できない所もあり、公共的な整備も必ずしも充分とは言えない状況にある。

以上のような状況を踏まえて久米島の美しく変化にとんだ自然環境を保護するとともに県民の保健、休養及び教化のの場として、久米島の自然的文化的特性を活かした公園利用を適切に進めるため公園計画の変更を行なうものとする。

なお、変更にあたっては、「国立公園計画の再検討案要領」（昭和48年11月22日付、環自計 615号）に準ずる他、下記の基本方針によるものとする。

## 記

### 1 公園区域

#### (1) 公園区域の変更

今回、公園区域の変更は、特に必要がないことから、行わないこととする。

### 2 保護計画

#### (1) 特別地域の地種区分の変更

次により必要な変更を行なうものとする。

- (ア) 現行特別地域及び特別地域予定地の全般にわたって、一定の地域単位ごとに景観、植生、野生動物等の保全すべき対象とその特性を把握し、各保全対象を維持していくために必要な規制を明らかにする。

例示：仲里村トクジム海岸

(イ) 明らかにされた規制内容と審査指針の規制内容とを照合し、妥当性のある地種区分等を予定する。

(ロ) 予定された地種区分等と現行の地種区分等を照合し、整合しないものについては地権者や関係行政機関等と調整を図りつつ必要な変更を努めるものとする。

## (2) 特別地域の地種区分の明確化

(3)により変更が行なわれる場合及び現行地種区分線全般について、公園区域の場合と同様の要領で境界線の設定及び明確化を行なうものとする。

## (3) 特別地域の削除

特別地域の規制の下に保護及び利用を図っていく意義が失われている農業開発地域、海岸整備地域、水産施設地域、及び、その他の地域開発等の計画予定地については、周辺特別地域への影響、特に水源涵養、海岸線の風致、海域を含む自然環境への影響に配慮しつつ特別地域から削除するものとする。

○例示：仲里村島尻台地、イーフビーチ内陸、北西海岸台地北側

## (4) 保護施設計画

久米島の特徴的な自然環境及び風致景観が変化しつつある所、及び、周辺より影響を受けている次の対象について保護と回復の対策を検討する。

(ア) 奥武島東海岸にある畳石は県の天然記念物に指定され、観光資源としても貴重であるにもかかわらず、周辺海域環境の変化に伴い畳石の半分近くが砂の堆積で埋もれている状況にあるので、その人為的な回復措置について検討する。(砂防施設)

(イ) その他、河口のマングローブ、海岸植生、西部海岸の砂丘等。

### 3 利用計画

#### (1) 集団施設地区

現行では、本公園のイーブビーチ地区、サンビーチ地区を設定して、本島の利用拠点となっており、集団施設地区の再配置についての検討は行なわない。

#### (2) 単独施設

(7) 当該地域の利用実態等から見て必要と思われるにもかかわらず計画のない単独施設については、実施可能性と風致景観に対する影響が少ないことを確認したうえで追加を行なうものとする。

○例示：仲里村字奥武島、字儀間等での海浜レクリエーションの利用推進を目的とした単独施設の設置

仲里村字宇江城での山岳レクリエーションの利用推進を目的とした単独施設の設置

(イ) 現に計画のある単独施設については、全般にわたり事業施行状況を確認し、必要性もしくは実現可能性の乏しいもの等については削除を行なうものとする。

○例示：仲里村字島尻では海浜レクリエーション活動を行う施設整備は難しいことから、これらを削除する。

#### (3) 運輸施設

運輸施設として設定されている久米島礁湖線については、将来ともに事業化についての動きがないと予測されることから、これを削除する。



# 1 保護計画

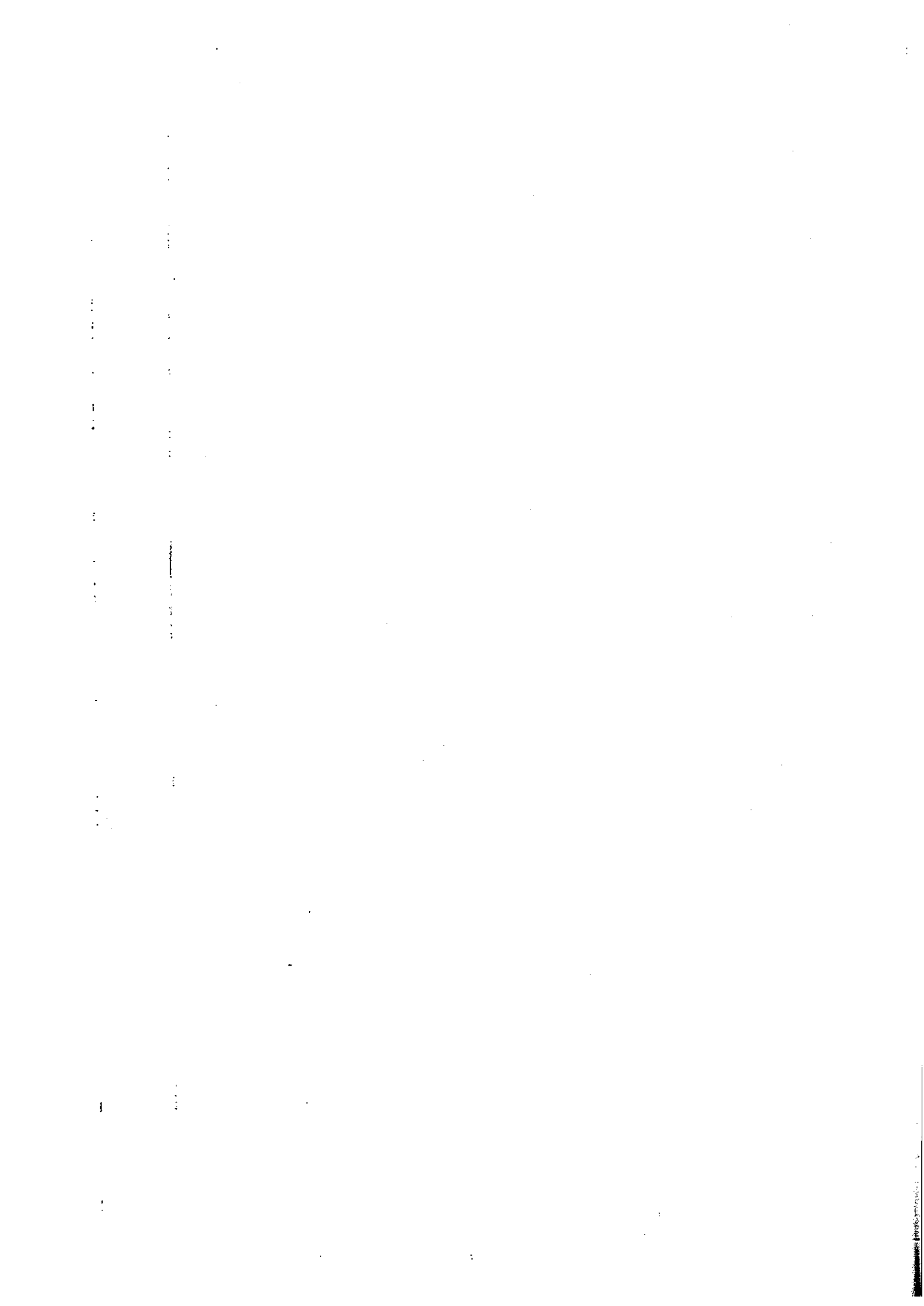
## (1) 保護規制計画

### ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1 特別地域総括表)

| 村名   | 区 域   | 面積 (ha) |
|------|---|---------|
| 仲里村  | 字字江城、字比屋定、字阿嘉、字字根、字真謝、<br>字奥武、字謝名堂、字比嘉、字真我里、字銭田、字<br>島尻、字山城及び字儀真の各一部、 | 2,145   |
| 具志川村 | 字仲村渠、字具志川、字仲地、字山里、字上江<br>洲、字西銘、字北原、字大原字鳥島、字仲泊、字兼<br>城及び字嘉手苺の各一部       | 1,440   |
|      | 合 計   | 3,585   |



(ア) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

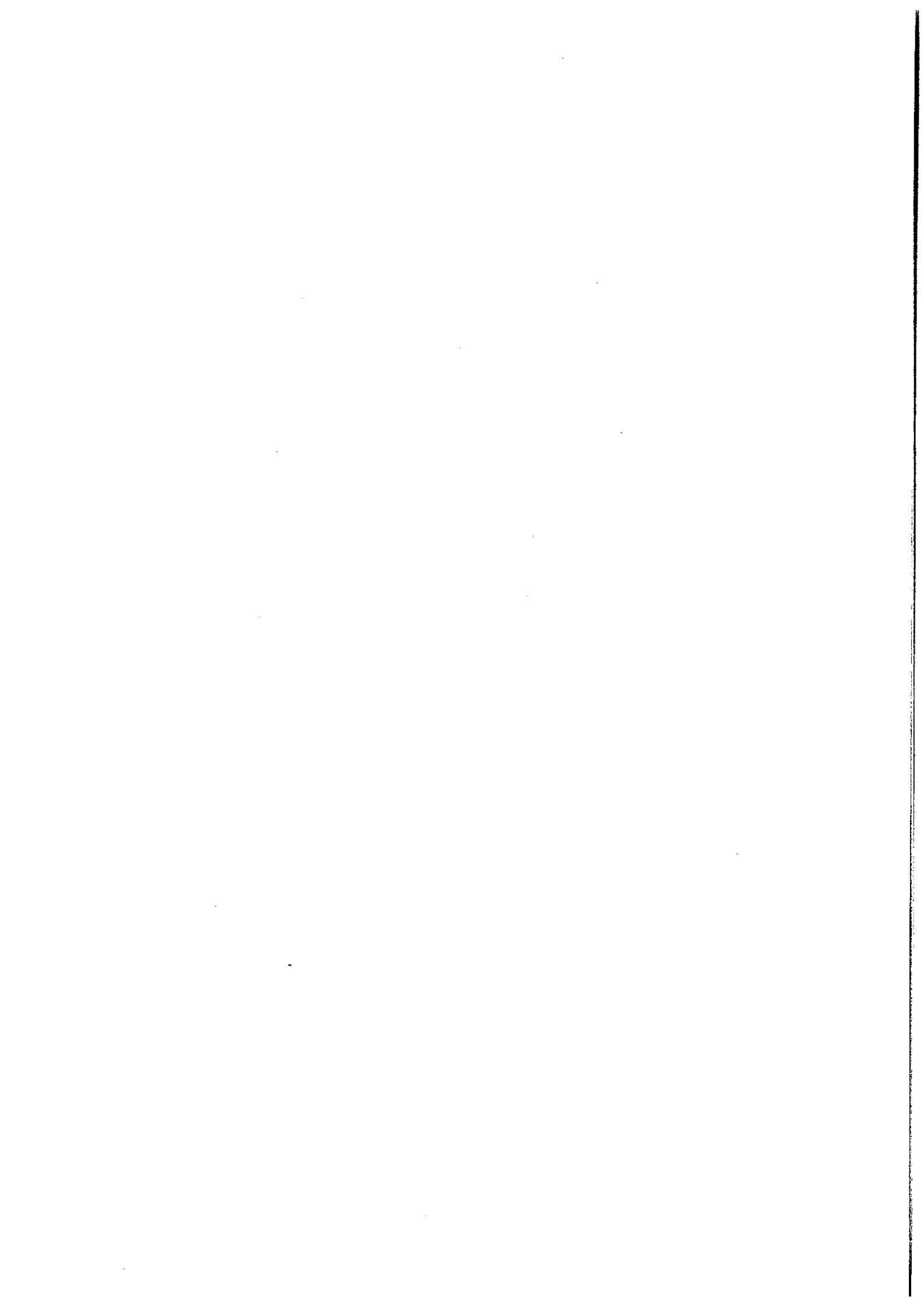
(表2 第1種特別地域総括表)

| 村名   | 区 域                             | 面積 (ha) |
|------|---------------------------------|---------|
| 仲里村  | 字宇江城、字比屋定、字阿嘉及び字島尻の各一部          | 243     |
| 具志川村 | 字仲村渠、字具志川、字北原、字仲地、字山里及び字上江洲の各一部 | 179     |
|      | 合 計                             | 422     |

(表3 第1種特別地域内訳表)

| 名 称         | 区 域  |
|-------------|--|
| 宇 江 城 岳     | 仲里村字上江城の各一部<br><br>具志川村字仲村渠、字具志川、字仲地、字山里及び字上江洲の各一部 |
| 阿 良 岳       | 仲里村字島尻及び字儀間の各一部                                    |
| ト ク ジ ム 海 岸 | 仲里村字島尻の一部  |
| 合 計         |  |

| 概 要   | 面積 (ha)              |
|---|----------------------|
| <p>久米島のシンボル地域である。宇江城岳(309m)、大岳(230m)と続く稜線とその山腹で風衝状のスタジイ林に被われている。</p> <p>大岳のある具志川村側には、県指定の天然記念物リュウキュウヤマガメと鳥類を対象にした鳥獣保護区及び同特別保護区が設定されている。</p> | <p>63</p> <p>179</p> |
| <p>久米島の2大山塊阿良岳(287m)を中心に久米島最大の海蝕崖をみせる宇江城岳につぐシンボル地域である。</p> <p>スタジイ林を主に海岸の風衝植生に被われた自然度の高い地区である。</p>  | <p>135</p>           |
| <p>約30m～120m程の景観の優れた海蝕崖からなり、その母岩は安山岩からなる。海蝕崖には、オキナワシャリンバイ、ハマヒサカキソテツ等の木本類と、草本のキキョウラン、ワラビ、ツワブキ等が混成し特殊な風衝植生として貴重である。</p>                       | <p>45</p>            |
|   | <p>422</p>           |



(イ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表4 第2種特別地域総括表)

| 村名   | 区 域  | 面積 (ha) |
|------|--|---------|
| 仲里村  | 字宇江城、字比屋定、字阿嘉、字宇根、字真謝、<br>字奥武、字謝名堂、字比嘉、字真我里、字銭田、字<br>島尻、字山城及び字儀真の各一部 | 840     |
| 具志川村 | 字仲村渠、字具志川、字仲地、字山里、字上江<br>洲、字西銘、字大原、字鳥島、字仲泊、字兼城及び<br>字嘉手苺の各一部         | 417     |
|      | 合 計  | 1,257   |

(表5 第2種特別地域内訳表)

| 名 称                | 区 域                              |
|--------------------|----------------------------------|
| 比屋定バンタ～宇江城西<br>海岸  | 仲里村字上阿嘉、下阿嘉、宇江城、比屋定の<br>一部       |
| 宇江城岳南麓             | 仲里村宇江城及び比屋定の各一部                  |
| 阿良岳山腹<br>～トクジム海岸丘陵 | 仲里村字儀間、字山城、字真我里、字銭田及<br>び字島尻の各一部 |
| イーフビーチ             | 仲里村字謝名堂、比嘉及び 宇銭田の各一部             |
| 奥武島                | 仲里村字奥武の一部                        |
| 北西海岸               | 具志川村字仲村渠、具志川北原の一部                |



| 概 要  | 面積 (ha) |
|--|---------|
| <p>村指定の阿嘉黒石、阿嘉のヒゲ水、比屋定パンタ、イッカチ<br/>           一帯等名勝地が多い。海岸は段丘崖、海岸の隆起サンゴ、植生<br/>           が貴重で多種である。</p>   | 230     |
| <p>スタジイ林、リュウキュウマツ林を主とする森林地域で水源<br/>           涵養林もあり、環境保全効果が高い。</p>  | 116     |
| <p>阿良岳周辺の山腹、海岸上丘陵でスタジイ林を主とする自然<br/>           植生に被われ、自然性が高い。トクヅム海岸丘陵は園地、園路<br/>           整備が進み利用性が高い。</p>   | 420     |
| <p>久米島の中心海浜、レクリエーション、モクマオウの潮害防<br/>           備保安林と長大な砂浜が特徴である。</p>  | 31      |
| <p>県指定の天然記念物、安山岩節理の畳石、拝み崎に至る保礁<br/>           の地形と砂洲、砂浜、サンゴ礁景観が美しい。</p>  | 43      |
| <p>隆起サンゴ礁と海岸の段丘面による地形的特徴を有するととも<br/>           にインフサギ群落、ミズガンピ群落、オオバギークログ群落<br/>           等自然性が高い。県指定の具志川城跡を有す。ミーフガーの奇<br/>           岩等、海岸景観地が多い。</p> | 131     |

| 名 称           | 区 域                      |
|---------------|--------------------------|
| 大 原 ～ 鳥 島 海 岸 | 具志川村字大原及び字鳥島の各一部         |
| 大 岳 南 麓       | 具志川村字上江洲、字西銘、字大田及び兼城の各一部 |
| 合 計           |                          |

| 概 要  | 面積 (ha) |
|--|---------|
| 久米島の代表適な砂丘海浜でモクマオウの防風林に縁どられた海浜レクリエーション、県指定の大原貝塚を有する。 | 80      |
| 大岳南麓斜面に主としてスダジイ林、リュウキュウマツ林による森林地帯ではほとんどが水源涵養保安林である。  | 206     |
|  | 1,257   |



(ウ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

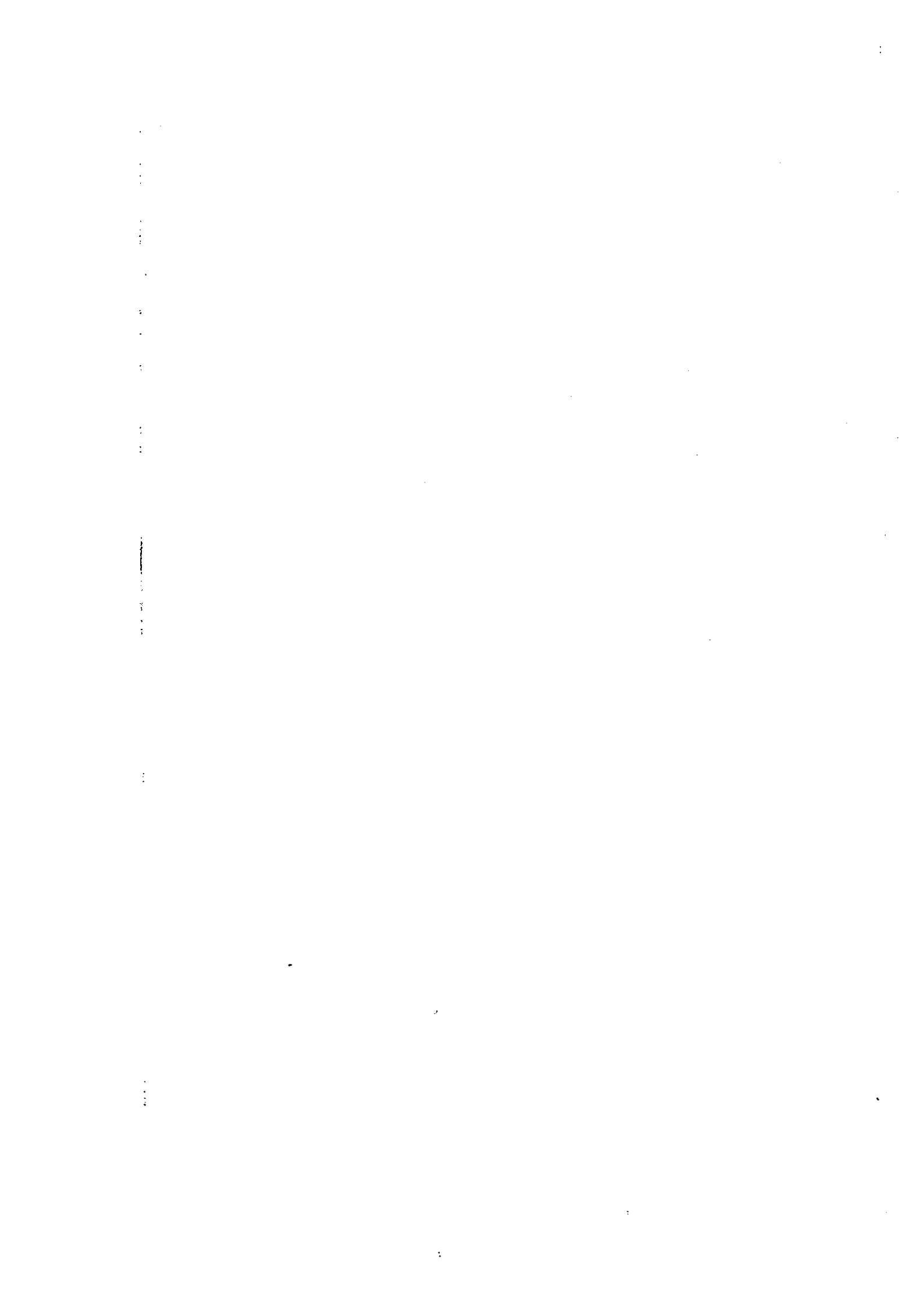
(表6 第3種特別地域総括表)

| 村名   | 区 域   | 面積 (ha) |
|------|---|---------|
| 仲里村  | 字宇江城、字比屋定、字宇根、字真謝、字比嘉、<br>字銭田、字島尻及び字儀真の各一部    | 1,062   |
| 具志川村 | 字仲村渠、字具志川、字仲地、字山里、字上江<br>洲、字西銘、字兼城及び、字嘉手苺の各一部 | 844     |
|      | 合 計   | 1,906   |

(表7 第3種特別地域内訳表)

| 名 称           | 区 域   |
|---------------|---|
| 北 海 岸 台 地     | 仲里村字字江城及び字比屋定の各一部                           |
| フ サ ナ キ 山 一 帯 | 仲里村字儀間、字山城、字真我里、字比嘉、<br>字字根及び字真謝の各一部        |
| 島 尻 丘 陵       | 仲里村字島尻の一部                                   |
| ス ハ ラ 一 帯     | 仲里村字島尻及び銭田の各一部                              |
| 真 泊 丘 陵       | 仲里村字泊、字字根及び字真泊の各一部                          |
| 北 西 海 岸 台 地   | 具志川村字仲村渠、字具志川、字仲地、字山<br>里、字上江洲、字西銘及び字大田の各一部 |
| 白 瀬 川 流 域     | 具志川村字兼城及び字嘉手苜の各一部                           |
| 合             | 計   |

| 概 要   | 面積 (ha) |
|---|---------|
| <p>字宇江城、比屋定の集落を除く地域。<br/>北風を防ぐリュウキュウマツの耕地防風林、集落林が特徴的な人文景観を有す。</p>                               | 260     |
| <p>山地と低地を分けるリュウキュウマツ林、スタジイ林が塊状的に分布し、水源地としての土地保全地域である。</p>                                       | 532     |
| <p>阿良岳東面の丘陵地域で主としてリュウキュウマツ林による土地の保全地域で景観上の緩衝地域。</p>   | 64      |
| <p>阿良岳の北東部丘陵地域で、リュウキュウマツ林、スタジイ林に被われた景観上の緩衝地域、村指定のスハラ城跡、島尻の石墓を有す。</p>                            | 144     |
| <p>礁湖、島嶼を眺望する岬、リュウキュウマツ林、村指定の涙石を有す。</p>   | 62      |
| <p>石灰岩地域でリュウキュウマツによる防風林が整備され、農耕地が広がり景観上の緩衝地域。鐘乳洞が多く、動物相にも特徴的なものが分布する。県指定のナガタケ松並木、ヤジャーガマ等有す。</p> | 650     |
| <p>白瀬川上流域を主として、オオバギークロツグ群落、ガジュマル群落、リュウキュウマツ群落に被われた流域保全地域。</p>                                   | 194     |
|   | 1,906   |





イ 普通地域（普通地域表）

普通地域は次のとおりである。

（表 8 普通地域表）

| 村 名   | 区 域   | 面積 (ha) |
|-------|---|---------|
| 仲 里 村 | 字宇江城、字比屋定、字阿嘉、字宇根<br>字真謝、字奥武、字謝名堂、字比嘉<br>字銭田、字真我理、字山城<br>字島尻及び字儀真の各一部 | 1,456   |
| 具志川村  | 字仲村渠、字具志川、字仲地、字山里<br>字上江洲、字西銘、字北原、字大原<br>字鳥島、字仲泊、字大田<br>字兼城及び字嘉手苺の各一部 | 900     |
| 合 計   |   | 2,356   |

(表8 普通地域内訳表)

| 名 称       | 区 域   |
|-----------|---|
| 宇江城・比屋定   | 仲里村字宇江城及び字比屋定の各一部   |
| 阿嘉一帯      | 仲里村字阿嘉、字下阿嘉の各一部   |
| 儀間一帯      | 仲里村字儀間の一部   |
| 東海岸低地     | 仲里村字真謝、字宇根、謝名堂、比嘉、真我理、銭田、山城の各一部                           |
| 島尻一帯      | 仲里村字島尻の一部   |
| 島尻台地      | 仲里村字島尻の一部   |
| 奥武島一帯     | 具志川村字兼城及び字嘉手苅の各一部   |
| 仲村渠・具志川一帯 | 具志川村字仲村渠及び字具志川の各一部  |
| 西部石灰岩台地   | 具志川村字大原、字鳥島、字仲泊の全部。<br>具志川村字仲地、字山里、字上江洲、字久間地、字大田及び字兼城の各一部 |
| 大田兼城一帯    | 具志川村字大田及び字兼城の各一部  |
| 嘉手苅一帯     | 具志川村字嘉手苅の一部   |
| 合         | 計   |

| 概   | 要 | 面積 (ha) |
|---|---|---------|
| 字宇江城、比屋定の集落、県指定のウティダ石を有す。                                       |   | 30      |
| 字上阿嘉、下阿嘉の集落、リュウキュウマツ林、パイン畑等を有す。                                 |   | 211     |
| 集落及び水田景観を含む農耕地域。  |   | 253     |
| 集落及び低地の農耕地域。国指定の仲里間切蔵元石牆、県指定の仲里間切蔵元跡、天后宮、宇根の大ソテツ、真謝のチュラフクギ等を有す。 |   | 734     |
| 島尻の集落と周辺農耕地域。   |   | 100     |
| 農耕地や牧場の広がる盆地状台地   |   | 68      |
| 集落と周辺農耕地域。  |   | 60      |
| 字仲村渠及び字具志川の集落と周辺農耕地域  |   | 117     |
| 市街地、集落及び農耕地域が主体、北側集落のフクギの屋敷林等の人文景観が良い。国指定の上江洲家住宅、村指定の君南風殿内を有す。  |   | 540     |
| 字大田及び字兼城の集落と背後平地や山麓農耕地域   |   | 148     |
| 字嘉手苅の集落と背後平地や山麓農耕地域   |   | 95      |
|   |   | 2,356   |

(表8 普通地域(海域))

| 名 称     | 区 域           |
|---------|---------------|
| 地 先 海 域 | 仲里村公園区域の地先海域  |
| 地 先 海 域 | 具志川村公園区域の地先海域 |
| 合       | 計             |

| 概 要          | 面積 (ha) |
|--------------|---------|
| 汀線から 1 kmの海域 | 4, 498  |
| 汀線から 1 kmの海域 | 1, 138  |
|              | 5, 636  |

ウ 面積内訳

(単位 ; ha)

|       |    | 現 行     |       |       |       |             |       |  |  |
|-------|----|---------|-------|-------|-------|-------------|-------|--|--|
| 地域地区  |    | 特 別 地 域 |       |       |       | 普通地域<br>陸 域 | 合 計   |  |  |
| 市町村名  | 特保 | 第1種     | 第2種   | 第3種   | 小 計   |             | 陸 域   |  |  |
| 仲 里 村 | —  | 198     | 889   | 1,130 | 2,217 | 1,384       | 3,601 |  |  |
| 具志川村  | —  | 179     | 436   | 916   | 1,531 | 809         | 2,340 |  |  |
| 合 計   | —  | 377     | 1,325 | 2,046 | 3,748 | 2,193       | 5,941 |  |  |

増 減

| 変 更 後   |     |       |       |       |              |             | 増 減 |
|---------|-----|-------|-------|-------|--------------|-------------|-----|
| 特 別 地 域 |     |       |       |       | 普通地域<br>(陸域) | 合 計<br>(陸域) | 陸 域 |
| 特 保     | 第1種 | 第2種   | 第3種   | 小 計   |              |             |     |
| -       | 243 | 840   | 1,062 | 2,145 | 1,456        | 3,601       | 0   |
| -       | 179 | 417   | 844   | 1,440 | 900          | 2,340       | 0   |
| -       | 422 | 1,257 | 1,906 | 3,585 | 2,356        | 5,941       | 0   |

|   |    |     |       |       |     |   |   |
|---|----|-----|-------|-------|-----|---|---|
| 0 | 45 | △68 | △ 140 | △ 163 | 163 | 0 | 0 |
|---|----|-----|-------|-------|-----|---|---|

### 3 利用計画

#### (1) 利用施設計画

##### ア 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表10 集団施設地区表)

| 番号 | 名称     | 区 域              | 計 画 目 標   |
|----|--------|------------------|---|
| 1  | サンビーチ  | 具志川村字大原鳥島の一部     | 西海岸海浜レクリエーションの拠点エリア。<br>村の農村公園計画と組合せる。<br>(村民レクリエーションエリア)<br>一部防風林改良                    |
| 計  |        |                  |   |
| 2  | イーフビーチ | 仲里村字謝名堂、比嘉、銭田の一部 | 東海岸海浜レクリエーションの拠点エリア。<br>久米島礁湖(ラグーン)の探訪拠点。<br>既設民間施設の充実<br>公共施設整備<br>東端干潟園地保護<br>一部防風林改良 |
| 計  |        |                  |   |



| 地 割 等     | 整 備 方 針                        | 面積   |
|-----------|--------------------------------|------|
| 公 共 施 設 区 | 広場、駐車場、公衆便所                    | 0.8  |
| 水 辺 利 用 区 | 海水浴場、船遊場、係留施設、デーキャンプ           | 16.6 |
| 園 地 区     | 自然公園地                          | 57.5 |
| 教 化 施 設 区 | 野外展示施設、便所、休憩舎等                 | 1.1  |
| 宿 泊 施 設 区 | 公営宿舎（又は研修施設）及び付帯施設             | 1.3  |
| 運 動 施 設 区 | グラウンド・コート                      | 2.2  |
| サイクリング道路  |                                |      |
|           |                                | 79.5 |
| 公 共 施 設 区 | 駐車場、広場、公衆便所、管理棟、展示棟<br>（多目的利用） | 1.0  |
| 水 辺 利 用 区 | 海水浴場、船遊場、係留施設、デーキャンプ           | 4.2  |
| 園 地 区     | 自然公園地                          | 27.4 |
| 宿 泊 施 設 区 | 既設宿舎、付帯施設                      | 2.8  |
| 運 動 施 設 区 | グラウンド・コート                      | 3.9  |
|           |                                | 39.3 |

イ 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 1 1 単独施設)

| 番号 | 種 類                                  | 位 置                   |
|----|--------------------------------------|-----------------------|
| 1  | 園 地<br>休 憩 所<br>案 内 所<br>博 物 展 示 施 設 | 具志川村字北原タンジュ原          |
| 2  | 園 地<br>休 憩 所<br>駐 車 場                | 具志川村字仲村渠クムシ原          |
| 3  | 休 憩 所<br>駐 車 場                       | 具志川村字久間地              |
| 4  | 園 地<br>休 憩 所<br>野 営 場<br>駐 車 場       | 具志川村字上江洲富祖久原<br>西銘山蔵原 |
| 5  | 園 地<br>駐 車 場                         | 具志川村字嘉手苺槍川原           |
| 6  | 園 地<br>宿 営 場<br>野 営 場                | 仲里村字島尻トクジム原           |

| 整 備 方 針   | 旧計画との関係            |
|---|--------------------|
| 久米島飛行場隣接地<br>久米島探訪拠点としてのインフォメーションセンター整備<br>案内所には博物展示施設を設け主要地点の学術的開設及び展示。駐車場は空港駐車場を利用。 | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |
| 具志川城跡一帯の探訪園地整備（ミーフガー周辺含む）<br>駐車場小規模（10台）  | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |
| 五枝の松を中心とする一帯の環境整備<br>駐車場小規模（10台）  | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |
| だるま山、ダム周辺のレクリエーションエリア、花木園地等の修景整備<br>野営場はディキャンプ場<br>駐車場は中規模（20台）                       | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |
| 佐敷索城跡園地<br>駐車場は小規模（10台）   | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |
| 青少年旅行村の整備<br>既設改良（園地、宿舎、野営所、コート、駐車場）  | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |

| 番号 | 種 類                                    | 位 置             |
|----|--|-----------------|
| 9  | 園 憩 地<br>休 車 場<br>駐 車 場                | 仲里村字宇江城山田原      |
| 12 | 園 地                                    | 仲里村字宇根ミライ原      |
| 13 | 園 地 場<br>駐 車 場                         | 仲里村字謝名堂ナガヲハ原    |
| 14 | 園 地 場 舎 場<br>野 営 場<br>宿 動 舎 場<br>運 動 場 | 仲里村字奥武          |
| 15 | 園 地 場 場<br>水 泳 場<br>野 営 場              | 仲里村字儀間          |
| 16 | 園 地 設 施<br>博 物 展 示 施 設                 | 仲里村字真我里<br>字山城  |
| 17 | 園 地 場<br>広 場                           | 仲里村字儀間<br>字比嘉   |
| 18 | 園 地 場 場<br>広 運 動 場<br>運 動 場            | 仲里村字宇江城<br>字比屋定 |

| 整 備 方 針   | 旧計画との関係                       |
|---|-------------------------------|
| 宇江城城跡一帯の園地整備<br>駐車場小規模（10台）                               | 昭和58年5月30日<br>計画決定            |
| 登武那覇城跡の園地整備   | 昭和58年5月30日<br>計画決定            |
| ウーリ池探勝園地。駐車場小規模<br>登武那覇城跡と結ぶハイキングルートの起点整備                 | 昭和58年5月30日<br>計画決定            |
| 置石園地整備。<br><br>仲里村字奥武の海浜レクリエーション利用の推進を目的として、野営場、宿舎、運動場の整備 | 昭和58年5月30日<br>計画決定<br><br>新 規 |
| 仲里村字儀間の海浜レクリエーション利用の推進を目的として、園地、水泳場、野営場の整備                | 新 規                           |
| 仲里村字真我里及び字山城の利用の推進を目的として、園地、博物展示施設の整備                     | 新 規                           |
| 仲里村字儀間及び字比嘉の利用の推進を目的として、園地、広場の整備                          | 新 規                           |
| 仲里村字宇江城及び比屋定の利用の推進を目的として、園地、広場、運動場の整備                     | 新 規                           |

ウ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表14 道路(車道)表)

| 番号 | 路線名                    | 区 間                                    |
|----|------------------------|--|
| 1  | 空 港 線<br>( 県 道 )       | 起 点——具志川村字北原 (飛行場)<br>終 点——同 字仲泊       |
| 2  | 久 米 島 一 周 線<br>( 県 道 ) | 起 点——具志川村字仲泊<br>終 点——同 字仲泊             |
| 3  | 北 原 線                  | 起 点——具志川村字北原 (県道)<br>終 点——同 字具志川       |
| 4  | 南 北 横 断 線              | 起 点——具志川村字兼城 (県道)<br>終 点——仲里村字上阿嘉 (県道) |
| 5  | サ ン ビ ー チ 線            | 起 点——具志川村字大原 (県道)<br>終 点——同 サンビーチ      |
| 6  | 久 間 地 線                | 起 点——具志川村字西銘 (県道)<br>終 点——同 字山里 (県道)   |
| 7  | 具 志 川 城 跡 線            | 起 点——具志川村字仲村渠 (県道)<br>終 点——同 具志川城跡     |
| 8  | 伊 敷 索 城 跡 線            | 起 点——具志川村字嘉手苺 (県道)<br>終 点——同 伊敷索城跡     |

| 主要経過地                     | 整備方針                            | 旧計画との関係            |
|---------------------------|---------------------------------|--------------------|
| 大原・鳥島                     | 空港と中心市街地仲泊連絡<br>大原、北原マツ並木の保全、保育 | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |
| 西銘、仲村渠、比屋定<br>阿嘉、真謝、比嘉、儀間 | 景勝地、集落を縫う中心ルート<br>周辺樹木の保全、保育    | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |
|                           | 北海岸連絡、バイパス<br>舗装改良、マツ並木保全、保育    | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |
| 大岳、宇江城山麓                  | 山間部中央横断線<br>軍用地分岐東北一部新設、改良      | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |
|                           | サンビーチ集団施設地区アプローチ<br>道標サイン整備     | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |
| 久間地                       | 五枝の松、アプローチ<br>道標サイン整備           | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |
|                           | 具志川城跡アプローチ<br>修景緑化              | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |
|                           | 伊敷索城跡アプローチ                      | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |

| 番号 | 路線名                  | 区 間                             |
|----|----------------------|---------------------------------|
| 9  | 阿 良 岳 線<br>( 林 道 )   | 起 点——仲里村字儀間 (県道)<br>終 点——同 字島尻  |
| 10 | ト ク ジ ム 線<br>( 県 道 ) | 起 点——仲里村字島尻<br>終 点——同 トクジム      |
| 11 | 島 尻 線                | 起 点——仲里村字島尻<br>終 点——同 上         |
| 12 | 真我理～島尻線              | 起 点——仲里村字真我理 (県道)<br>終 点——同 字島尻 |
| 13 | 字 根 ～<br>イーフビーチ      | 起 点——仲里村字字根 (県道)<br>終 点——同 字銭田  |
| 14 | 真壁～謝名堂線              | 起 点——仲里村字真謝<br>終 点——同 字謝名堂      |

(イ) 自転車道

自転車道を次のとおりとする。

(表12 道路(自転車道)表)

| 番号 | 路線名       | 区 間                                 |
|----|-----------|-------------------------------------|
| 1  | 北 西 海 岸 線 | 起 点——具志川村字鳥島 (県道)<br>終 点——仲里村字下阿嘉西原 |



| 主要経過地 | 整備方針                      | 旧計画との関係            |
|-------|---------------------------|--------------------|
| 阿良岳山麓 | 阿良岳アプローチ<br>修景緑化          | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |
|       | トクジムアプローチ<br>修景緑化         | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |
|       | 森林公園アプローチ<br>(スハラ)        | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |
| 銭田    | 島尻アプローチ                   | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |
| 真泊・泊  | イーフビーチ集団施設地区アプロ<br>ーチ修景緑化 | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |
|       | 登武那覇城跡、ウーリ池アプローチ          | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |

| 主要経過地                       | 整備方針                          | 旧計画との関係            |
|-----------------------------|-------------------------------|--------------------|
| サンビーチ、空港<br>具志川城跡、ミーファ<br>ー | 海岸景勝地を縫う重要ルート<br><br>(15.3km) | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |

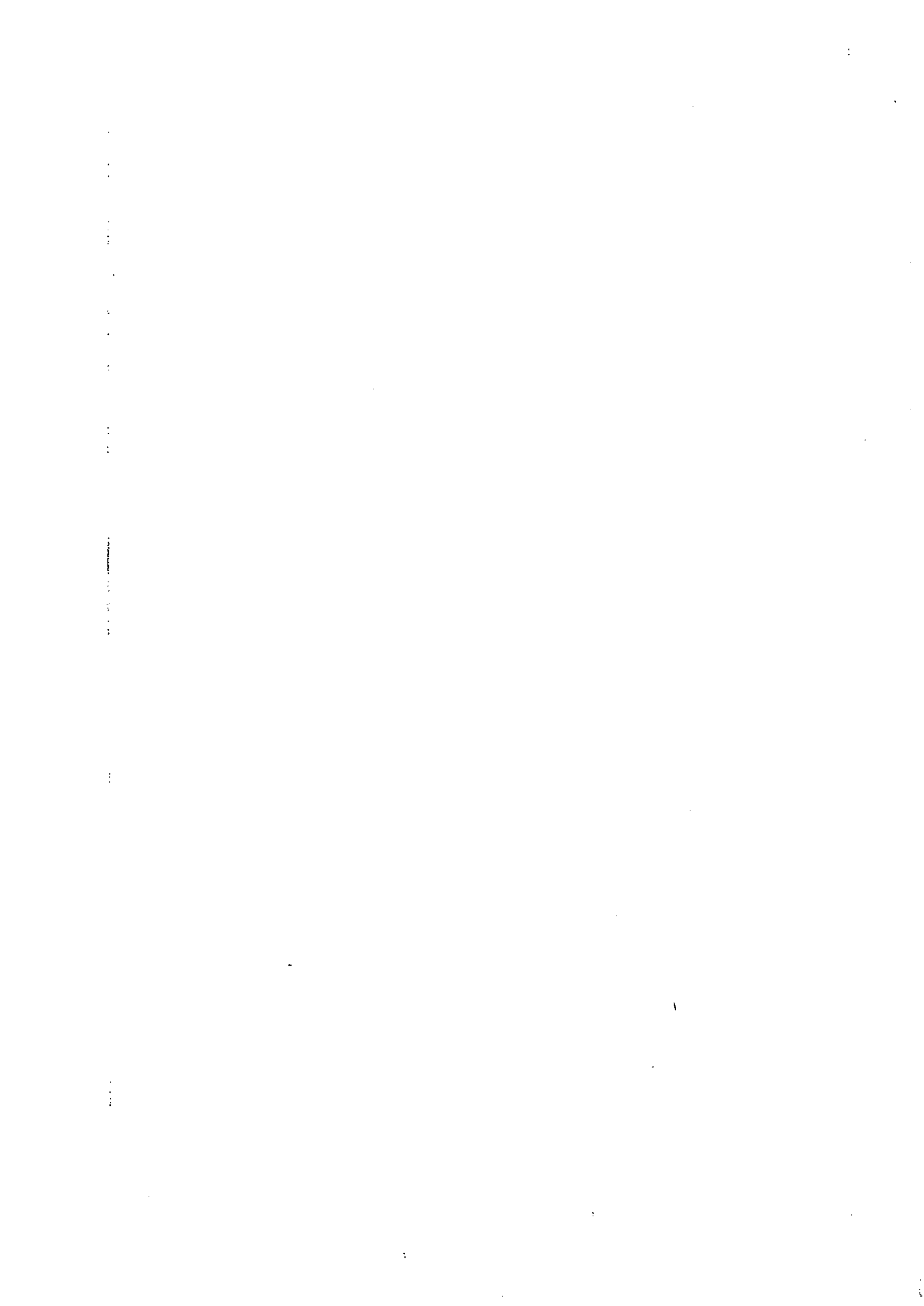
(ウ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表13 道路(歩道)表)

| 番号 | 路線名           | 区 間                                 |
|----|---------------|-------------------------------------|
| 1  | 大岳～だるま山線      | 起 点——具志川村字西銘<br>終 点——同 字仲地          |
| 2  | 阿良岳～<br>トクジム線 | 起 点——仲里村字儀間(林道)<br>終 点——同 字島尻(トクジム) |
| 3  | 森林公園～<br>阿良岳線 | 起 点——仲里村字島尻<br>終 点——同 阿良岳           |
| 4  | 宇 江 城 線       | 起 点——仲里村字宇江城<br>終 点——同 宇江城岳         |

| 主要経過地          | 整備方針                           | 旧計画との関係            |
|----------------|--------------------------------|--------------------|
| だるま山山頂<br>大岳山頂 | 山間ハイキングルート整備<br>第1種、第2種特別地域内通過 | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |
| 阿良岳山頂          | 阿良岳からトクジム海岸を縫う山地、海岸ルート整備       | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |
|                | 森林公園、阿良岳連絡線                    | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |
|                | 宇江城城跡連絡線                       | 昭和58年5月30日<br>計画決定 |

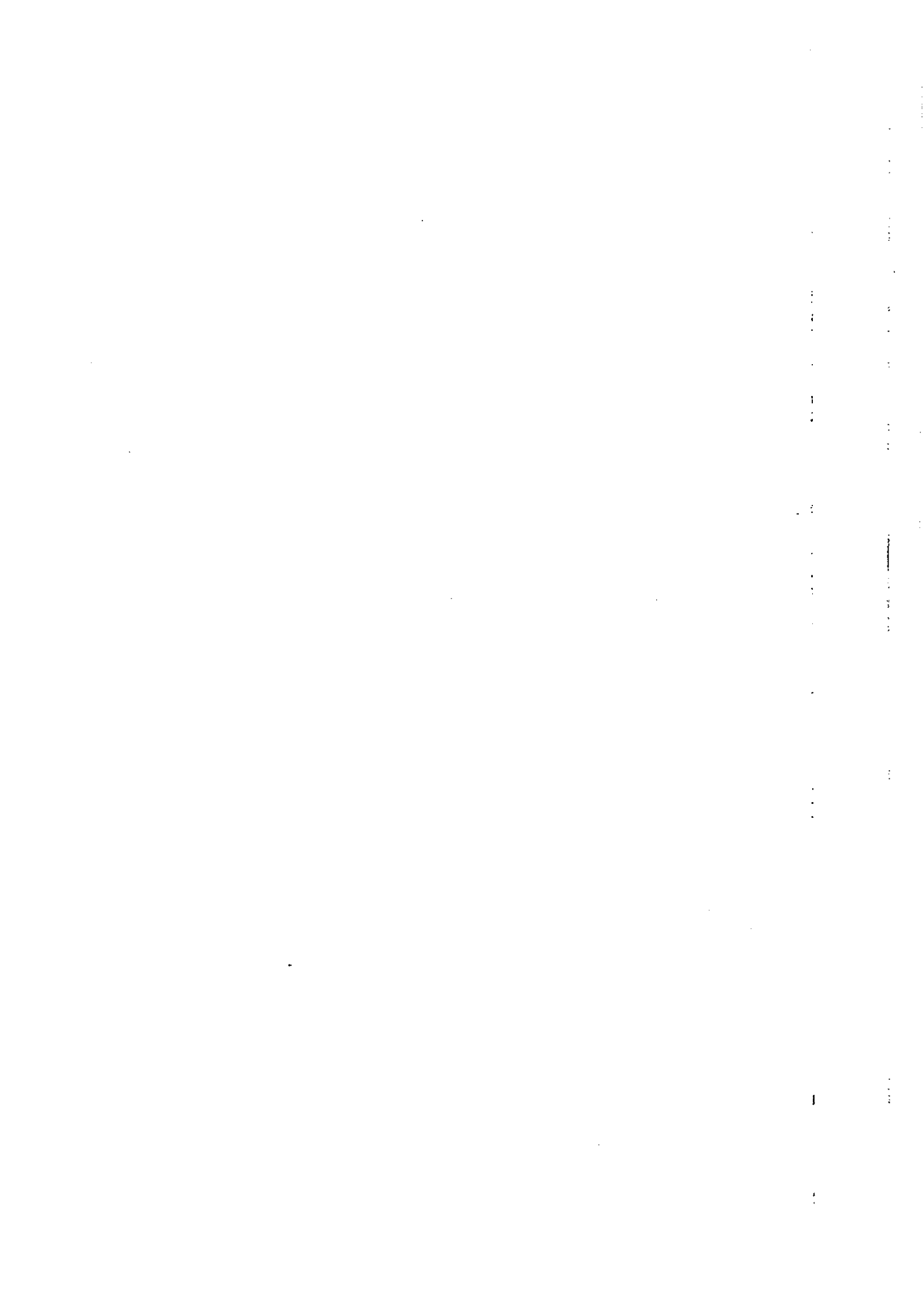


# 参 考 事 项



1 過去の経緯

- ・昭和58年5月30日 県立久米島自然公園に指定  
(告示第320号)





2 指定植物一覧

特別地域において、採取を規制する植物は次のとおりである。

| 科名     | 種名                     | 科名      | 種名         |
|--------|------------------------|---------|------------|
| ウラボシ   | ヒトツバマメヅタ               | シソ      | ヒメキランソウ    |
| イラクサ   | ヤナギマブマオ                | ハマジンチョウ | ハマジンチョウ    |
| ツチトリモチ | リュウキュウツチトリモチ           | キク      | モクビャクコウ    |
| ベンケイソウ | ハママンネングサ<br>(シママンネングサ) | ユリ      | ナンゴクサスキカズラ |
| バラ     | テンノウメ                  | ヒガンバナ   | テッポウユリ     |
| マメ     | イソフジ                   | ラン      | キンバイザサ     |
| スミレ    | オキナワスミレ                |         | オキナワチドリ    |
| ミソハギ   | ミズガンピ                  |         | エダウチヤガラ    |
| イソマツ   | ウコンイソマツ<br>(キバナイソマツ)   |         | トサカメオトラン   |
| サクラソウ  | リュウキュウコザクラ             |         | ユウコクラン     |
| リンドウ   | シマセンブリ                 |         | ニラバラン      |
| ムラサキ   | モンパノキ                  |         | キヌラン       |

### 3 変更一覧

#### (1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

(第1種特別地域変更表)

| 番号 | 区分 | 変更部分の区域   |
|----|----|-----------|
| 3  | 拡張 | 仲里村字島尻の一部 |

| 変 更 理 由  | 面積 (ha) |
|--|---------|
| <p>約30m～ 120m程の海蝕崖からなり、その母岩は安山岩からなる。海蝕崖には、オキナワシャリンバイ、ハマヒサカキソテツ等の木本類と、草本のキキョウラン、ワラビ、ツワブキ等が混成し特殊な風衝植生として貴重であり、また、海岸線の海蝕崖の景観も優れているため。</p> | 45      |
| <p>変 更 部 分 面 積</p>   | 45      |
| <p>変更前第1種特別地域面積</p>  | 377     |
| <p>変更後第1種特別地域面積</p>  | 422     |

(第2種特別地域変更表)

| 番 号 | 区 分 | 変 更 部 分 の 区 域 |
|-----|-----|---------------|
| 3   | 削 除 | 仲里村字島尻の一部     |
| 4   | 削 除 | 仲里村字比嘉の一部     |
| 6   | 削除  | 具志川村字仲村渠の一部   |

| 変 更 理 由  | 面積 (ha)             |       |
|--|---------------------|-------|
| <p>約30m～ 120m程の海蝕崖からなり、その母岩は安山岩からなる。海蝕崖には、オキナワシャリンバイ、ハマヒサカキソテツ等の木本類と、草本のキキョウラン、ワラビ、ツワブキ等が混成し特殊な風衝植生として貴重であり、また、海岸線の海蝕崖の景観も優れており、保護強化を図るため。</p> | △ 45                |       |
| <p>当該地は宅地化が進展しており、特別地域としての資質が低下していると認められるため。</p>   | △ 4                 |       |
| <p>当該地は、農地化が進展しており、特別地域としての資質が低下していると認められるため。</p>  | △ 19                |       |
|  | <p>変 更 部 分 面 積</p>  | △ 68  |
|  | <p>変更前第2種特別地域面積</p> | 1,325 |
|  | <p>変更後第2種特別地域面積</p> | 1,257 |

(第3種特別地域変更表)

| 番号 | 区分 | 変更部分の区域     |
|----|----|-------------|
| 3  | 削除 | 仲里村字島尻の一部   |
| 6  | 削除 | 具志川村字仲村渠の一部 |

| 変 更 理 由  | 面積 (ha) |
|--|---------|
| 当該地は、農地化と牧野化が進展しており、特別地域としての資質が低下していると認められたため。 | △ 68    |
| 当該地は、農地化が進展しており、特別地域としての資質が低下していると認められたため。     | △ 72    |
| 変 更 部 分 面 積                                    | △140    |
| 変更前第3種特別地域面積                                   | 2,046   |
| 変更後第3種特別地域面積                                   | 1,906   |

(普通地域変更表)

| 番号 | 区分 | 変更部分の区域     |
|----|----|-------------|
| 4  | 拡張 | 仲里村字比嘉の一部   |
| 6  | 拡張 | 仲里村字島尻の一部   |
| 8  | 拡張 | 具志川村字仲村渠の一部 |
| 8  | 拡張 | 具志川村字仲村渠の一部 |



| 変 更 理 由  | 面積 (ha)           |       |
|--|-------------------|-------|
| 当該地は宅地化が進展しており、特別地域としての資質が低下していると認められたため。      | 4                 |       |
| 当該地は、農地化と牧野化が進展しており、特別地域としての資質が低下していると認められたため。 | 68                |       |
| 当該地は、農地化が進展しており、特別地域としての資質が低下していると認められたため。     | 19                |       |
| 当該地は、農地化が進展しており、特別地域としての資質が低下していると認められたため。     | 72                |       |
|  | 変 更 部 分 面 積       | 163   |
|  | 変 更 前 普 通 地 域 面 積 | 2,193 |
|  | 変 更 後 普 通 地 域 面 積 | 2,356 |

(2) 利用施設計画

ア 単独施設

次の単独施設を削除する。

(単独施設削除表)

| 番号 | 種類                      | 位置          |
|----|-------------------------|-------------|
| 1  | 広場<br>運動場<br>水泳場<br>休憩所 | 仲里村字島尻トクジム原 |
| 2  | 園地<br>野営場<br>駐車場        | 仲里村字島尻      |
| 3  | 園地<br>駐車場               | 仲里村字儀間阿良岳   |
| 4  | 園地<br>野営場               | 仲里村字阿嘉東原    |
| 5  | 展望施設                    | 仲里村字比屋定東原   |
| 6  | 係留施設                    | 仲里村字奥武      |

| 告示年月日      | 変更理由                 |
|------------|----------------------|
| 昭和58年5月30日 | 事業化の予定がないため          |
| 昭和58年5月30日 | 事業化の予定がないため          |
| 昭和58年5月30日 | 事業化の予定がないため          |
| 昭和58年5月30日 | 事業化の予定がないため          |
| 昭和58年5月30日 | 展望施設・駐車場の整備が終了しているため |
| 昭和58年5月30日 | 事業化の予定がないため          |

イ 運輸施設

次の運輸施設を削除する。

(運輸施設削除表)

| 番号 | 路線名    | 種類   | 位置・区域                        |
|----|--------|------|------------------------------|
| 1  | 久米島礁湖線 |      | 起点：仲里村字謝名堂（イ-7E-チ）<br>終点：同 上 |
| 2  |        | 係留施設 | 仲里村字島尻トクジム                   |

| 告示年月日      | 変更理由        |
|------------|-------------|
| 昭和58年5月30日 | 事業化の予定がないため |
| 昭和58年5月30日 | 事業化の予定がないため |

\_\_\_\_\_